

公社通信

第4号
令和3年2月

<https://schit.net/kousha/>

(公財)芳賀町農業公社は、町の基幹産業である農業を将来にわたり維持発展させるため日々活動しています。



東水沼の田園

目次

令和元年度事業報告	P2	円滑化事業と農地バンク事業の	
令和元年度決算報告	P3	統合一体化	P6
農地バンク事業（受託事業）	P4	農作業の標準賃金	P7
「人・農地プラン」とは	P5	芳賀町農業公社の概要・組織	P8

公益財団法人 芳賀町農業公社

〒321-3304
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020（芳賀町役場農政課内）
TEL 028-677-6048 FAX 028-677-6088

令和元年度事業報告

(公財)芳賀町農業公社は農地利用集積円滑化事業を始め、(公財)栃木県農業振興公社(農地中間管理機構)と連携した農地中間管理事業(受託事業)を推進しました。

1 農地中間管理事業(受託事業)

(公財)栃木県農業振興公社を通した10年以上の貸借契約及び売買

1) 貸借

平成28年度	200件	210.7ha
平成29年度	81件	53.4ha
平成30年度	52件	45.9ha
令和元年度	124件	91.2ha

2) 売買

平成28年度	16件	6.3ha
平成29年度	6件	2.8ha
平成30年度	31件	11.6ha
令和元年度	19件	7.5ha

平成29年度は、打越新田エリアの約15.5haの農地の内、約11haの地域集積協力を頂き(集積率71%)、4年間の実績として、全耕地面積に占める割合が県内第4位となりました。

2 農地利用集積円滑化事業

(公財)芳賀町農業公社を通した6年以上の貸借契約

平成28年度	144件	94.9ha
平成29年度	136件	93.7ha
平成30年度	121件	74.7ha
令和元年度	55件	40.3ha

3 農作業受委託推進事業

主な作業集計

年 度	育苗 (箱)	耕起 (ha)	代掻 (ha)	田植 (ha)	防除 (ha)	稲刈 (ha)	乾燥 調製 (俵)	全作業 (ha)
平成28年度	848	2.3	1.6	3.1	4.5	17.8	1,198	1.2
平成29年度	1,046	2.3	1.6	3.0	4.9	15.2	1,183	0.0
平成30年度	1,286	2.1	0.6	2.1	4.9	15.9	728	0.0
令和元年度	1,616	0.5	0.7	1.6	3.3	14.7	1,062	0.0

4 営農集団育成事業及び農業生産法人育成事業

地域、集落単位での農用地の有効利用や機械の共同利用により、営農の組織化を推進しました。また既存の営農集団の活性化を図るため、JAはが野及び芳賀農業振興事務所と連携して集落営農の推進をし、併せて将来法人化を目指す集団を支援しました。

5 新規就農者相談事業

新規就農相談に関する窓口を設け、必要な情報を町、JAはが野、芳賀農業振興事務所等と共有し、新規就農者の総合的支援を行うため関係機関との連携を図り就農支援しました。

実績	窓口相談件数	新規就農者件数
	3件	0件

6 理事会・評議員会の開催

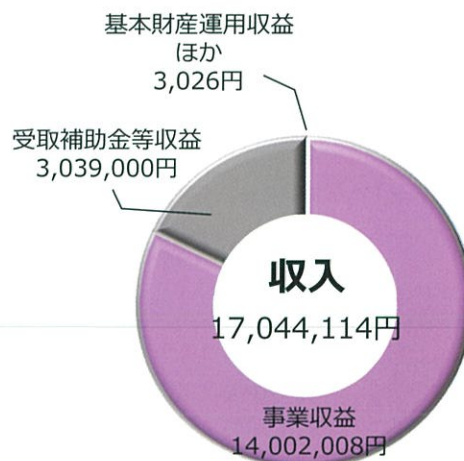
評議員会 みなし評議員会を含み2回開催(第18、19回)
理事会 みなし理事会を含み3回開催(第24回~第26回)

令和元年度決算報告

収入の部

(単位：円)

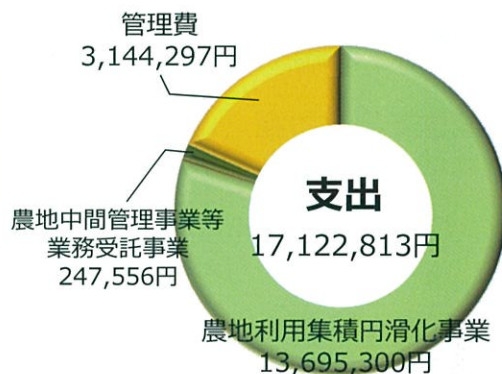
科 目	決算額
基本財産運用収入	3,026
基本財産利息収入	3,008
預金利子収入	18
事業収入	14,002,088
農地利用集積円滑化事業収入	13,613,008
農地中間管理事業等業務受託収入	389,000
受取補助金等収入	3,039,000
地方公共団体補助金等収入	2,739,000
運営費助成金等収入	300,000
合計	17,044,114



支出の部

(単位：円)

科 目	決算額
農地利用集積円滑化事業	13,695,300
営農集団及び農業生産法人育成	35,660
農地中間管理事業等業務受託事業	247,556
新規就農者相談事業	0
管理費	3,144,297
合計	17,122,813



**農地の貸借・売買・作業受委託は
(公財) 芳賀町農業公社にご相談ください！
電話 028-677-6048**



農地バンク事業（受託事業）

担い手への農地の利用集積・集約化を進めるため、平成26年から始まった貸借・売買事業です。

栃木県では（公財）栃木県農業振興公社が農地中間管理機構として県知事の指定を受け、事業を実施しています。

公的な機関を通じた取り組みなので、安心して貸借・売買できます。

（公財）芳賀町農業公社は、（公財）栃木県農業振興公社と業務連携し、農地の貸借・売買の相談窓口になっています。ぜひご活用ください。

農地バンクを活用すると、様々なメリットがあります。

貸 借

要件：農業振興地域の農地であり、機構の借受ルールに基づき
機構に農地を10年以上貸し付けること

①地域集積協力金

実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地バンクに貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。

20%超40%以下	：1.0万円／10a
40%超70%以下	：1.6万円／10a
70%超	：2.2万円／10a

②経営転換協力金

農地を貸し付けることにより

- ①経営転換する農業者
- ②リタイヤする農業者

等に対し協力金を交付します。

	交付単価	上限額
令和1～3年度	1.5万円／10a	50万円／1戸
令和4・5年度	1.0万円／10a	25万円／1戸

※経営転換協力金は5年間で段階的に縮減・廃止。

※令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象。

③農地整備・集積協力金

基盤整備事業の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。

※「農地耕作条件改善事業」のうち交付要件を満たす地区が対象です。

売 買

要件：農業者の規模拡大・集団化を図ることを目的としているため、
取得後の経営面積が、基準面積（芳賀町は261a）以上になること

①税金面のメリット

規模縮小農家（売り手）

- ・所得税の譲渡所得額が800万円控除されます（相対の場合は控除なし）
- ・買入協議の場合は1,500万円控除されます（相対の場合は控除なし）

規模拡大農家（買い手）

- ・不動産取得税の課税標準額が、1/3控除されます（相対の場合は控除なし）
- ・登記時の登録免許税が、10/1,000に軽減されます（相対の場合は15/1,000）

②事務手続きのメリット

専任の職員が契約や登記のほか、金銭の授受等一切の事務処理を行いますので、安心してお任せください。

「人・農地プラン」とは？

「人・農地プラン」とは、今後の中心となる経営体や将来の地域の農地利用のあり方等を地域ぐるみで農業者が話し合い、その結果を市町が農地利用の設計図としてまとめたものです。


集落、大字などの地域の単位で、担い手や農地の出し手となる農家が、リタイヤする人の農地の利用や地域の農地利用の再編について話し合います。

- リタイヤする人の農地を誰が担うか
- 担い手が生産コストに配慮して農地の面的な集積を進めるにはどうするか

ステップ1 地域の農地利用の話し合い

地域ぐるみの農地利用の話し合い

農地の面的な集積を進めるには、新たな出し手の農地があったときに、地域の誰が担うかをよく話し合わないといね。



地域の理解が得られれば、ほ場整備と併せて検討できるといいね。

市町は、機構や農地利用最適化推進委員等と連携して地域の話し合いをサポートし、話し合いの結果を、農地利用の設計図である「人・農地プラン」としてまとめています。

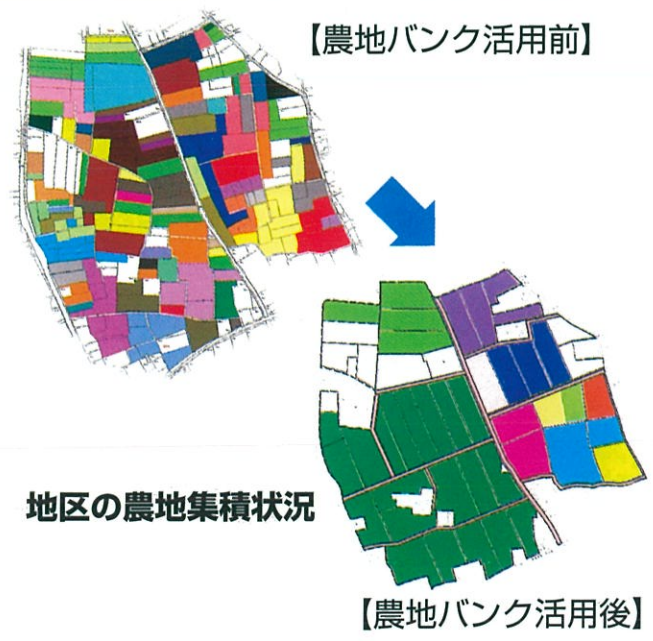
ステップ2 農地中間管理機構の活用（規模縮小農家から規模拡大農家へ農地の貸借）

ステップ3 担い手への農地集積・集約化（人・農地プランの実行）

農地バンク事業による農地集積・集約化（芳賀町稲毛田地区）

農地バンク活用状況

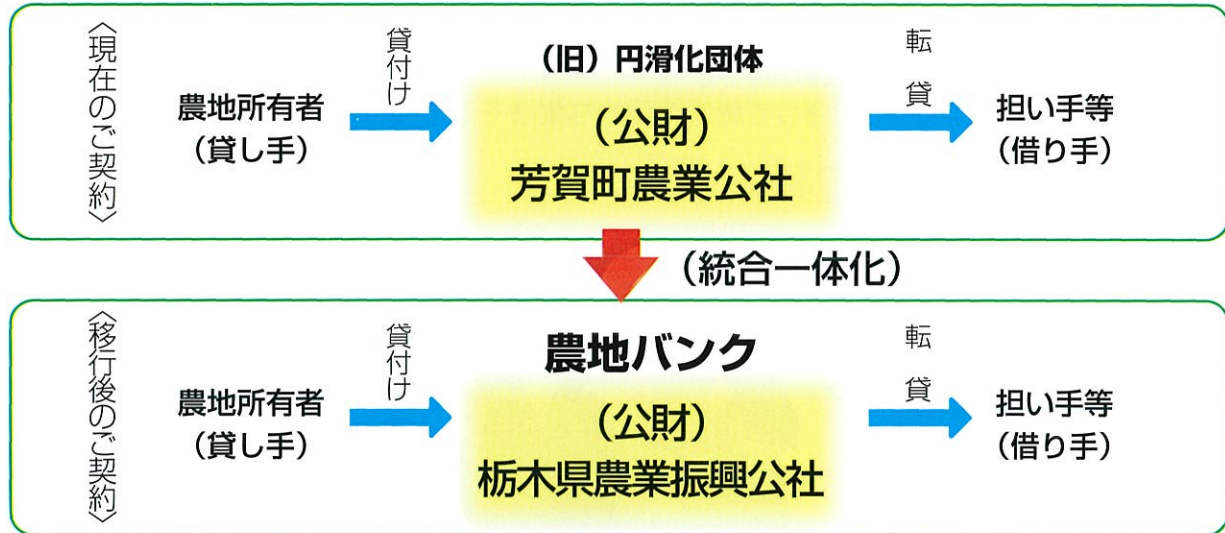
	事業実施前	R2.3 月末
○農地面積	27.30ha	27.30ha
○農地バンク借入面積	0ha	21.95ha
○農地バンク活用率	0%	80.4%
○担い手の利用面積	0ha	2.12ha
○担い手の集積率	0%	9.6%



地区の農地集積状況

円滑化事業と農地バンク事業の統合一体化

現在、芳賀町農業公社が中間的受け皿となっているご契約については、順次、栃木県農業振興公社が、中間的受け皿となるご契約への切り替えを進めてまいります。



ご契約の切り替えについては、地権者の皆様のご意向に沿って、以下の手法により進めてまいります。

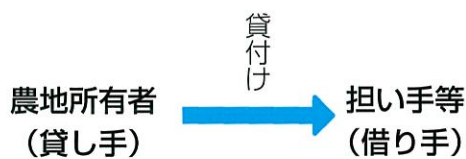
- ① **現在のご契約期間が満了するタイミングで**、栃木県農業振興公社と新たにご契約を結ぶ手法
 - ② **現在のご契約を一旦合意解約していただき**、栃木県農業振興公社と新たにご契約を結ぶ手法
- 移行等の切り替え事務手続きを、**令和5年3月末**までに完了するよう進めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

農地バンク事業への移行をご希望されない場合のお取り扱いについて

令和2年4月1日に改正法が施行され、円滑化事業による新規の賃貸借契約または既存契約の延長が出来なくなりました。

このため、農地バンクへの切り替えをご希望されない場合は、農業委員会の許可または市町による利用権設定により、貸し手と借り手の間の賃貸借契約を結んでいただくこととなります。

〈農地バンク事業以外のご契約〉



* 農業委員会の許可による
貸借等の権利設定

* 市町の農用地利用計画による
権利設定



〈若林孝男農業委員会会長からひと言〉
耕作放棄地・農地の貸借など、様々な課題を担い手を交えた話し合いにより、効率的な農地利用を支援していきます。



〈農地利用最適化推進委員の阿久津美奈子さんからひと言〉
芳賀町における農地利用の集積・集約化、遊休農地や耕作放棄地発生防止・解消および新規参入の促進など担い手へ繋ぐ架け橋として努めてまいります。

農作業の標準賃金

農業委員会では、毎年賃金・賃借料の情報を提供しておりますが、あくまでも参考として提供するものです。ほ場条件や作業の実情を考慮し、双方の話し合いで決めてください。

(令和2年1月～令和4年12月 3年据え置き)

作業区分		単位	賃金額	摘 要	
耕起		10a	3,700円	2番耕起以降 2,800円	
代かき		10a	6,500円	2回	
施肥		10a	1,000円	ブロードキャスター 1回散布 (1種類)	
追肥		10a	1,500円	1回散布 (1種類)	
麦・大豆・ソバは種		10a	3,500円	ロータリーシーダー (2番耕起以降)	
育苗		1箱	700円	種子(種子更新100%)・粒状培土使用、配達込み	
田植	機械	10a	6,600円	補植別	同時除草剤散布は 1,000円増 (薬剤代別)
	側条施肥	10a	8,000円	補植別、肥料代別	
コンバイン刈取	水稻	10a	16,000円	倒伏面積割合で加算できる	
	麦類	10a	15,000円	倒伏50%未満は、3,000円以内を加算できる	
	大豆・ソバ	10a	10,000円	倒伏50%以上は、5,000円以内を加算できる	
籾等運搬		10a	1,000円		
薬剤散布	液剤	10a	2,500円	多目的管理機使用の場合 薬剤代別、燃料は機械持ち	
	粉・粒剤	10a	1,200円	薬剤代別、燃料は機械持ち	
	梨への散布	10a/1回	1,500円	年20回程度の実施 薬剤代別、燃料は機械持ち	
籾乾燥	水稻	60kg	1,400円	籾すり・調整含む、標準水分量20%	
	麦類	60kg	1,200円	大麦類50kg、標準水分量22%	
畦畔づくり		1m	40円	片面のみ	
溝掘		1m	40円		
一般農作業		1時間	栃木県の 最低賃金 と同額	軽作業全般 収穫、機械オペレーター等技術を要するものは 1,000円 (消費税非課税)	

(上記金額：税抜)

令和元年～2年度芳賀町賃借料情報

		標準額 (10a)
田	水 稻	15,200円 物納 70kg
畑	普通畑	3,000円
	すでに園地となっている畑	15,000円
	これから園地とする畑	5,000円 解約の際は現状復帰を条件とします

(公財) 芳賀町農業公社の概要・組織

- ・ 名 称 公益財団法人 芳賀町農業公社
- ・ 設 立 平成8年 財団法人芳賀町農業公社
平成25年 公益財団法人芳賀町農業公社
- ・ 基本財産 3,000万円(出捐金)
- ・ 出 資 者 芳賀町 2,000万円 はが野農業協同組合 1,000万円
- ・ 役 員 理事6人(理事長1人、副理事長1人、理事4人)
監事2人
- ・ 評 議 員 6人
- ・ 職 員 4人(芳賀町1人、はが野農業協同組合1人、臨時職員2人)
- ・ ホームページ <https://schit.net/kousha/>
- ・ メールアドレス kousha@town.tochigi-haga.lg.jp

役員・評議員名簿

役員	氏名	所属組織役職名
理事長	見目 匡	芳賀町長
副理事長	荒井 隆夫	はが野農業協同組合理事
理事	小林 信二	芳賀町議会議長
//	若林 孝男	芳賀町農業委員会会長
//	小林 英雄	はが野農業協同組合理事
//	穰山 安之	はが野農業協同組合芳賀地区耕種部会部会長
監事	江間田信一	はが野農業協同組合監事
//	上野 真美	芳賀町会計管理者

(敬称略)

評議員	氏名	所属組織役職名
評議員	田中 敏夫	栃木県農業振興公社常務理事
//	黒崎 俊行	芳賀町農業委員会会長職務代理者
//	山本 豊	芳賀町土地改良区副理事長
//	北條 勲	芳賀町議会産業建設常任委員長
//	酒井 和夫	芳賀町認定農業者協議会副会長
//	石下 光男	栃木県農業士

(敬称略)